

後期高齢者医療保険料率が改正されました

◆平成26年度・27年度の後期高齢者医療保険料

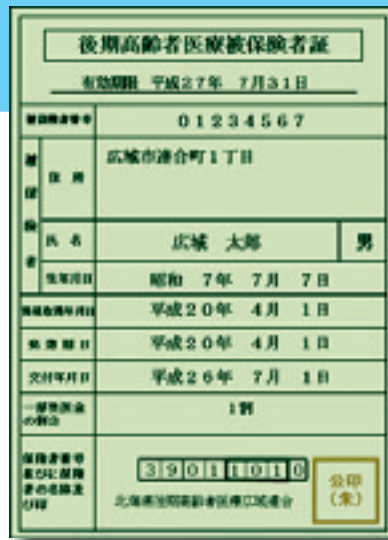
	改正前	改正後
均等割額	47,709円	51,472円
所得割率	10.61%	10.52%
賦課限度額	55万円	57万円



平成26年度と27年度の後期高齢者医療保険料率が改正されました。改正内容は次の表のとおりです。

問合せ 住民課町税グループ
☎76・2130

保険証が ピンク色から黄緑色になります



▲後期高齢者医療制度の「保険証」(黄緑色)

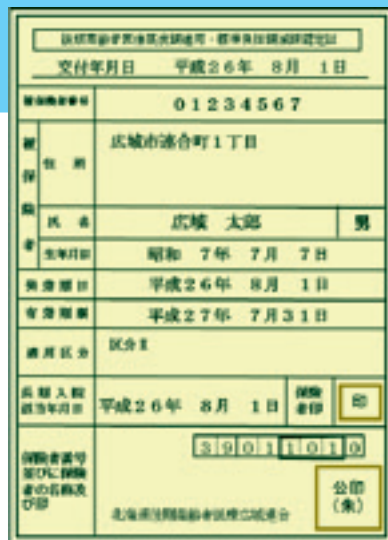
後期高齢者医療保険に加入している方が現在お使いの保険証は、8月以降は使えなくなりますので、更新が必要です。

7月中に黄緑色の新しい保険証が郵便で届きましたら、古いピンク色の保険証は処分し、黄緑色の保険証をお使いください。

新しい黄緑色の保険証の有効期限は、平成27年7月31日までです。保険証の有効期限は1年間で、毎年更新する必要があります。紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、お問い合わせください。

問合せ 住民課戸籍保険グループ
☎76・2130

減額認定証が 水色から黄色になります



▲後期高齢者医療制度の「減額認定証」(黄色)

住民税非課税世帯の方が申請すると交付される減額認定証は、高額な医療費や入院した時の食事を軽減するために必要なものです。現在お使いの水色の減額認定証は、8月1日以降は使えなくなり、更新が必要です。

現在お使いの水色の減額認定証の有効期限は、7月31日までです。該当する方には、黄色の新しい減額認定証を事前に送付しますので、8月1日以降、病院にかかるときにお使いください。

現在、お持ちでない方も、世帯全員が住民税非課税の場合、該当になりますので、お問い合わせください。

問合せ 住民課戸籍保険グループ
☎76・2130

所得に応じた保険料の軽減基準が拡大されました

◆所得に応じた保険料の軽減基準

○所得が次の金額以下の世帯

	改正前	改正後
5割軽減	33万円+24.5万円×(世帯主を除く)当該世帯に属する被保険者数	33万円+24.5万円×(世帯主を含む)当該世帯に属する被保険者数
2割軽減	33万円+35万円×当該世帯に属する被保険者	33万円+45万円×当該世帯に属する被保険者

所得に応じた後期高齢者医療保険料の軽減基準が、平成26年度分から拡大されます。

5割軽減と2割軽減の基準額が拡大することにより、軽減を受けやすくなります。なお、9割軽減と8.5割軽減の基準は変更ありません。

問合せ 住民課町税グループ
☎76・2130

◆軽減を受けられる所得基準額

	世帯の被保険者が1人の場合	世帯の被保険者が2人の場合	世帯の被保険者が3人の場合
5割軽減	57.5万円以下	82万円以下	106.5万円以下
2割軽減	78万円以下	123万円以下	168万円以下

※被保険者でない世帯主の所得も軽減判定の対象になります。
※昭和24年1月1日以前の生年月日の方は、公的年金の所得計算でさらに15万円を引いた額で判定します。

保険料額をお知らせします

7月15日(火)に平成26年度の保険料額の決定通知書を郵送しますので、ご確認ください。

保険料は、安心して医療を受けるための貴重な財源ですので、忘れずに納めましょう。

※年度途中に加入したときは、加入した月からの月割で保険料を計算します。

保険料の納め方を 口座振替に変更できます

保険料を納付書で納めている方や、年金から天引きされている方は、口座振替に変更することができます。

口座振替を希望される方は、住民課町税グループにお申出ください。

なお、お申出の際に、保険証、預金通帳、通帳のお届け印が必要です。

※年金からの天引きから口座振替に切り替わる時期は、お申出の時期によります。

問合せ 住民課町税グループ
☎76・2130